

安全保障理事会議長声明

「アフリカにおける平和および安全」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2014年11月21日に開催された、安全保障理事会の第7318回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、国際の平和および安全に対する脅威を構成する、アフリカにおけるエボラ出血熱の発生の前例のない広がり、および西アフリカ、とりわけリベリア、ギニアおよびシエラレオネに関するエボラ出血熱ウィルスの影響についての安保理の深刻な懸念をくり返し表明する。安全保障理事会は、エボラ出血熱の発生に対する現場レベルの対応を指導し続け、並びに地域社会に関するエボラ出血熱の発生の、食糧の安全に関するものを含む、広範な政治的、安全上の、社会経済的および人道的影響並びに平和構築委員会の支援を得たものを含む、同地域における長期の回復のために計画立案する必要性に対処する、同地域の加盟国により行われた決定的な貢献および公約に対し安保理の感謝の念を表明する。安全保障理事会は、特に最も影響を受けた諸国の主要な都市地区の外での、強固な接触者追跡調査、社会的動員および共同体レベルの関与努力に対する継続的な必要性を強調する。

安全保障理事会は、対応努力における格差をより容易に特定しそしてとりわけ地域レベルでの全てのエボラ出血熱対応援助をより十分にまた効率よく役立たせるために、ギニア、リベリアおよびシエラレオネの諸政府並びに二国間協力機関およびマノ川同盟、アフリカ連合、西アフリカ諸国経済共同体、欧州連合、世界銀行グループおよび国際連合システムを含む多数国間機構との調整を強化し続ける国際連合エボラ緊急対応ミッション (UNMEER) の重要性を強調する。これに関連して、安全保障理事会は、事務総長が、首都の外側の地区および府県レベルでの UNMEER の存在と活動の規模を拡大する取組を加速することを要請する。

安全保障理事会は、最近報告されたマリのエボラ出血熱の感染について安保理の懸念を表明する。安全保障理事会は、マリ政府により講じられた、政府全体の対応を指揮するエボラ問題調整官の任命によるものを含む、重要な措置を認識する。安全保障理事会は、国内および国境を越えたエボラ出血熱の疑われる事例を探知し、予防し、対応し、隔離しそしてやわらげるための全ての加盟国の準備ができていることのまた同地域の全ての諸国の準備ができていることを強める重要性を確認する。安全保障理事会

は、公衆衛生の全ての脅威を探知し、評価し、通知しそして対応する全ての諸国の能力を改善することを目的とする、国際保健規則（2005年）を想起する。

安全保障理事会は、国際連合総会により負託された、国際連合システムの業務活動に対する包括的な指導力と支持を提供するため UNMEER により遂行された取組を歓迎する。安全保障理事会は、UNMEER との緊密な共同作業でまた既存の職務権限と能力の範囲内で、西アフリカにおける国際連合平和維持活動および特別政治ミッションを含む、関連する国際連合制度組織が、最も影響を受けた政府に対して直ぐの援助を提供する必要性を強調する。

安全保障理事会は、国の保健および人道救援職員、教育者および埋葬担当係りのメンバー並びに異なる地域の加盟国および非政府機構並びに政府間機構により与えられた国際的な保健および人道救援職員を含む、西アフリカにおけるエボラ出血熱の発生に対する第一線で対応する人々の重要な、勇ましいまた私心のない取組を賛美する。安全保障理事会は、第一線で対応する国内や国際的な人々を含む、エボラ出血熱の発生の犠牲者の家族に対し、安保理の弔意を表明する。安全保障理事会は、全ての国家、非政府組織、政府間機構および地域的機構に対し、医療要員に必要なもので履行されていないもの、並びに公衆衛生の専門知識をもった要員のような関連する極めて重要な隔たりのある分野に対応し続けることを促す。

安全保障理事会は、影響を受けた諸国への保健および人道救援職員の迅速な、妨害のないそして持続可能な展開を促進するため、医療搬送能力および治療や輸送の準備を含む、必要不可欠な取組を導入することの決定的な重要性を強調する。安全保障理事会は、保健および人道救援職員のための医療搬送能力、並びにその場での他の治療選択を提供するため加盟国および地域機構により発表された措置を歓迎する。

安全保障理事会は、エボラ出血熱の発生に対する国際社会の調整された対応の規模を拡大する国際社会の相当な取組および国際社会の貢献の結果としての現場での重要な進展に留意する。これに関連して、安全保障理事会は、現場での他の関係者と協力して、エボラ出血熱治療施設を開設しそして影響を受けた諸国で他の非常に重要な支援を提供した、これら加盟国を称賛する。安全保障理事会は、全ての加盟国、二国間協力機関および多数国間機構に対し、資源および財政的支援の提供並びに移動式の研究室；非エボラ出血熱関連治療を提供する野戦病院；エボラ出血熱治療施設および隔離施設における専門のま

た訓練された診療要員および臨床サービス；患者を取り扱うための療法、ワクチンおよび診断法並びに更なるエボラ出血熱の感染または伝染の制限若しくは予防；そして第一線に対処する人々のための個人的な防護装備を促進することを促す。安全保障理事会は、特に同地域の加盟国に対し、最も影響を受けた諸国に対する、そのような支援の提供を直ちに促進することを求める。

安全保障理事会は、変化している要件に適応した新しい発生に迅速に対応するため、最も影響を受けた諸国における現場の動的な必要性が、国際社会の対応が柔軟に対応できるままであることを要求していることを強調する。

安全保障理事会は加盟国、並びに航空および海運企業に対し、適切な公衆衛生協定を適用する一方で、同地域の範囲内および国境を越えたエボラ出血熱の発生を食い止めることを目的とした全ての取組の時宜を得た利用を可能にするため最も影響を受けた諸国との貿易および輸送の結び付きを維持することを強く促す。適切な検診措置が発生の拡散を止めることにおいて果たすことができる重要や役割を認識する一方で、安全保障理事会は、影響を受けた諸国に課されたまた対する貿易および渡航制限の結果として影響を受けた諸国の孤立という有害な影響、並びにエボラ出血熱の助かった者およびその家族または疾病に感染した者を含む、ギニア、リベリア、マリおよびシエラレオネの国民に対する差別行為について安保理の継続した懸念を表明する。